

あなたと町政をむすぶハイブリッド

第129号
2015
8

むぎ

●発行 牟岐町議会 ●印刷 牟岐町役場 ●編集 広報委員会 TEL.72-1111代 ●印刷 木村プリントテック
ホームページアドレス <http://www.town.tokushima-mugi.lg.jp/>



平成27年6月21日(日) 内妻あじさい祭り

おもな 内容

- | | | | |
|----------------------|----|-----------------------|----|
| ○町長所信・・・・・・・・・・・・・ | 2 | ○住宅の住替え支援事業について・・・・・・ | 18 |
| ○27年度一般会計の予算総額・・・・・・ | 5 | ○臓器提供の意思表示にご協力下さい・・ | 19 |
| ○一般質問・・・・・・・・・・・・・ | 6 | ○平成27年度後期高齢者 | |
| ○マイナンバーの通知をお届け・・・・・・ | 14 | ○医療制度の歯科健康診査について・・ | 20 |
| ○国民年金の納付は | | ○認知症の方とご家族の相談等・・ | 21 |
| 口座振替が便利でお得です・・・・・・ | 15 | ○地籍調査の実施について・・ | 22 |
| ○児童手当・・・・・・・・・・・・・ | 16 | ○陸海空自衛官の採用案内・・ | 23 |
| ○平成27年度からの | | ○海が吹えた日・・ | 24 |
| 65歳以上の方の介護保険料・・・・・・ | 17 | ○牟岐町町制施行100周年記念特別企画 | 25 |

皆さんの
声を
町政に

祭壇貸出予約受付電話番号：牟岐町社会福祉協議会：090-9558-3389

牟岐町町制施行100周年記念特別企画のお知らせです

町長所信

(要旨)

この4年間を振り返りますと、東日本大震災という千年に一度の大震災を目の当たりにし、正しく防災に明け暮れた4年間でした。小学校、保育所の高台移転から、病院の高台移転に向けた取り組みにおいて、財政状況の非常に厳しい中、事業を進めるべきか否か、また、如何にして経費の削減を図るかと考え悩んだ4年間でした。

一方、牟岐町が縮小を続ける中、なんとか産業を元気にできないかと、平成25年は、牟岐町再生会議を開催しましたが、皆様の後押しはいただけませんでした。しかしながら、存続が非常に困難な状況にある出羽島は、重要伝統的建造物群の選定を目指し、今後の住宅も含めた島内施設の維持管理に、国や県の支援のもと文化財として保存していく

取り組みは、着実に進捗していると思っています。また、旧河内小学校や牟岐小学校の活性化センターとしての活用も、まだ道半ばですが、一定の成果を上げています。

継続すべき大きな課題として、これまで同様、防災と地方創生があります。防災は、今では共通認識として全国的にも展開されている地震津波対策だけでなく、豪雨対策があります。今年2月6日の牟岐町における震度5強の地震により、地盤が緩んでいることが予想され、牟岐町の土砂災害警戒情報と大雨警報の発表が、従来より少ない雨で出されるようになりました。土砂くずれは、津波のように事前予告はなく、突然発生します。後悔することのないよう早め早めの対応をしたと考えています。また、耐震対策では、避難所、避難路整備や公共施設の耐震化の他に、住宅の耐震化や家具の転倒防止対策が急務と考えています。大地震の後、建物の倒壊や家具の転

倒などで避難できないことがないようにするべきですが、大変大きな課題です。

つぎに、今全国で取り組んでいる地方創生ですが、第三次安倍内閣の最重要課題として、また徳島県の最重要課題として、実際に行動する市町村に大きな期待が掛けられています。今年度は、来年度からの行動開始に向け、総合戦略計画を策定する年です。まずは部落の皆様、そして、企業経営者、団体の代表者の方々、若者からお年寄りまで、全ての皆様が、今後、牟岐町で、継続して、生活を営むにはどうすれば良いのかを、牟岐町の全ての方々にお尋ねし、計画を策定したいと考えています。まずは、雇用を創造するために、一次産業の再生をベースとした二次、三次産業の再生、また、産業の活性化にも大きく寄与する観光振興を図るため、観光資源の開発や健康産業の育成を図りたいと考えています。現在は、出羽島の伝統的建造物群の選定に全力で取り組んでいます。

すが、つぎ

は、内妻、

灘、辺川、

三協地区の

それぞれの

美しい自然

の再生に取

り組みたい

と考えてい

ます。また、

中村・牟岐

浦地区の古

民家や路地

も牟岐町の

文化的史跡

であるほか

りか、散策

に非常に魅

力的な空間

です。これ

らの地区を

出来る限り

昔の景観に

近い形で保

全で

きるように

取り組みたい

と考えてい

ます。

地方創生に

必要なソフト

事業として、人材育成と福

祉施策があります。地方創

生計画の中で保育と教育

の充実、そして地域包括ケ

アシステムの構築を図りたい

と考えています。牟岐町



地域創生に係る意見交換会

では、小学校の統合以来、小・中一貫教育への取り組みを進めました。県下で2校、国の支援も頂きながら、少子化の進む我が国の先鋭的な取組として実施しましたが、学校の抱える課題解決に向け、更なる充実と発展に努めたいと考えています。また、平成26年8月に

開催されましたHLABによるサマースクール英語村により、現在は、全国的な社会教育活動や地域活性化などへの取組みが継続して行われています。今後、日本の若者が世界と伍していくためのイベントや、全国の若者と交流する機会を牟岐町で提供できる活動を行いたいと考えています。学業、スポーツ、文化活動を通じて、個々の子供達的能力を最大限に引き出すという教育の目的に従い、また日本の将来を支える子供達を育てるといふ純粋で崇高な目標を持ち、保育から中学卒業まで、出来る限り理想的な保育・教育環境を創造したいと考えています。

つぎに、年をとり、介護や看護が必要となっても、住み慣れた自宅で生活できる地域包括ケアシステムの構築ですが、2025年までに各県のベッド数を1割減らすとともに、在宅医療と在宅介護を増やすことが求められています。医療から介護まで、出来る限り住み慣れた自宅で行うことが、

今後とも持続可能な選択であり、高齢者の皆様も望まれていることとされています。したがって、海部病院をはじめ個人病院も多い牟岐町では、比較的低コストで在宅医療や介護を受けることができる地域包括システムの構築に向け取り組みたいと考えています。一方、牟岐町は、地方創生策において、『保養と健康の町』をコンセプトとした町づくりを考えており、健康的な食事の提供や、適切な運動指導などにより、高齢化がすすんでも、介護や看護を必要としない真に健康な町づくりに取り組みたいと考えています。

6月定例議会の

議案の内容と審議

定例議会が6月17日から19日まで開かれました。開会日には福井町長が所信表明後、繰越計算書の報告、条例改正案、補正予算案、人事案件などの提案説明をし、議員から議会会議規則の改正、意見書などの趣旨説明を行いました。

再開日には7名の議員が一般質問に立ち、学童保育、避難マップ、学校教育、ふるさと納税、今回の町長選、町長公約、地方創生計画などについて論議されました。そして、町長提出の報告1件を承認、補正予算案など議案8件と議員提出の意見書等3件が可決されました。

繰越計算書

◎26年度一般会計繰越明許費繰越計算書
26年度から27年度に繰り越した防災拠点避難地整備

事業、地方創生先行型事業、地籍調査事業、地方消費喚起・生活支援事業、宮田地区水路改良事業、町道寺前北線改良事業、観音寺橋耐震補強事業、災害復旧事業以上8件について、計算書を報告し、議会の承認を求めるもの。(原案承認)

条例

◎特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
27年7月から28年3月までの間、給与月額を町長50%、副町長10%減額して支給するもの。(原案可決)

◎教育長の給与、その他の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例
27年7月から28年3月までの間、教育長の給与月額を10%減額して支給するもの。(原案可決)

◎牟岐町介護保険条例等の一部を改正する条例

介護保険料第一段階の保険料額3万4800円を3万1320円に改め、事業の実施日を29年4月1日及び30年4月1日に改めるもの。(原案可決)

会議規則

◎牟岐町議会会議規則の一部を改正する規則

議会の欠席の届け出の取り扱いに関し、出産の場合の欠席の届け出を新たに追加するもの、及び全員協議会を新たに会議規則に規定するもの。(原案可決)

◎牟岐町議会傍聴規則の一部を改正する規則

議会の傍聴席に持ち込むことを禁止しているものに関し、杖を持ち込み禁止のものより削除するもの。(原案可決)

その他

◎徳島県市町村総合事務組

合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う徳島県市町村総合事務組合規約の変更

徳島県市町村総合事務組合を組織する板野郡西部学校給食組合が27年3月31日で解散したことによる規約の変更について議会の同意を求めるもの。

(原案可決)

人 事

◎副町長の選任

6月30日で任期満了となる副町長に大森博文氏を再任するため議会の同意を求めるもので、任期は31年6月30日まで。(原案承認)

意見書(要旨)

◎「安全保障関連法案」の

慎重審議を求める意見書
提出者 藤元 雅文
賛成者 森 定雄

安倍内閣は、本年5月14日、武力攻撃事態法や自衛隊法、周辺事態法など既存の関連法10本を一括して改正する「平和安全法制整備法案」と、国際紛争に対処する他国軍の後方支援を随時可能とするための恒久法として新設する「国際平和支援法」の2法案を閣議決定し、現在開会中の第189回通常国会に上程した。歴代政権は「自衛権の行使は、わが国を防衛するための必要最小限の範囲にとどまるべきものであり、武力の行使を行うことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られる(専守防衛)。したがって、集団的自衛権の行使は憲法上許されない」としてきました。しかるに今回の法案は、米

戦後70年の安全保障政策を根底から変質させるものです。
世論調査においても約8

平成26年度地域活性化支援事業の実績

事業名	内 容	金 額
河内地域活性化センター	人件費	4,968,890円
	光熱水費	258,038円
活性化補助金	阿南工業高等専門学校	2,000,000円
	牟岐をよくする会	72,680円
合 計		7,299,608円

割(共同81・4%、読売80%)が法案の説明が不十分であると答えており、法案の今国会成立についても5割以上(共同55・1%、読売59%)が反対しています。ことは、日本の進路に大きくかわることであり、法案の慎重な審議が求められています。よって本議会は、政府に対し次の事項について強く要望します。

◎副議長選挙

一山稔氏が副議長に選任されました。

◎常任委員の選任

横尾政明氏が行政常任委員に選任されました。

◎牟岐町議会議員の政治倫理に関する決議

提出者 藤元 雅文
賛成者 全議員

少子高齢化、第一次産業・地場産業の衰退など、牟岐町が今後取り組まなければならぬ課題が山積し、町政や議会の責任が重大になつていくとき、4月26日投票の牟岐町長選において、落選した候補者を含め5名(6月3日現在)が公職選挙

臨時議会

辞職欠員による繰上補充で当選人決定後の臨時議会が、6月3日に開かれ、副議長選挙、常任委員の選任に続き決議(案)が可決されました。

法違反容疑で逮捕されました。また、捜査は継続中ではありますが、町政の最高責任者を決める選挙においてこのような重大なルール違反が行われ逮捕者まで出し、牟岐町の名譽を著しく傷つけたことについては大変遺憾であり、二度と繰り返さないための町民一丸となった取り組みが求められています。

我々議員が直視しなければならぬのは、逮捕された5名のうち1名は前町議であり、もう1名は現職の副議長であったという事実です。もちろん逮捕されたことについては個人の責任であり、十分な反省と責を負うべきだと考えますが、このようなことを二度と繰り返さないためにも、また牟岐町の名譽回復のためにも自ら襟を正し、議員としての高い倫理意識を持ち、町民の期待に応えるべくその使命達成に邁進することをもって決意し、決議するものです。

(原案可決)

補正予算

◎27年度一般会計補正予算
歳入歳出それぞれ2億5
590万9千円を追加し、
予算総額を30億5686万
2千円と定めるもので、内
容は表のとおり。

(原案可決)

◎27年度介護保険特別会計
補正予算

制度改正に係るシステム
経費と国庫支出金等返還金
が主なもので、歳入歳出そ
れぞれ1872万7千円を
追加し、予算総額を7億9
349万7千円とするもの。

(原案可決)

◎27年度後期高齢者医療特
別会計補正予算

後期高齢者医療広域連合
への納付金を増額、歳入歳
出それぞれ124万1千円
を追加し、予算総額を92
20万3千円とするもの。

(原案可決)

27年度一般会計の予算総額は30億5,686万2,000円になりました。

出羽島防潮堤かさ上げ工事に**60,000**千円

6月補正予算は、2億5,590万9千円の追加です。(原案可決)

歳出予算の主なもの

金 額	内 容
3,618,000円	人事評価制度構築等に伴う例規整備手数料
10,000,000円	離島航路事業貸付金
29,052,000円	社会保障・税番号制度システム改修業務委託
11,718,000円	臨時福祉給付金
11,000,000円	牟岐町社会福祉協議会補助金(追加分)
3,897,000円	敬老祝金
3,169,000円	介護保険特別会計繰出金(追加分)
20,910,000円	海部郡衛生処理事務組合負担金(追加分)
10,000,000円	機能保全計画策定委託料
60,000,000円	出羽島防潮堤かさ上げ設計・工事
3,500,000円	道路維持補修工事(追加分)
6,600,000円	老朽住宅解体設計監理・工事「大川団地」
19,579,000円	海部消防組合負担金(追加分)
13,000,000円	出羽島交流施設改修工事
23,408,000円	海部消防組合負担金(追加分)
4,196,000円	町債償還元金利子(追加分)

歳入予算の主なもの

金 額	内 容
93,600,000円	使用料 山田残土処理場使用料
13,458,000円	国庫支出金 社会保障・税番号制度システム整備費補助金
11,500,000円	国庫支出金 臨時福祉給付金補助金
7,600,000円	県支出金 水産物供給基盤機能保全事業補助金
46,500,000円	県支出金 海岸保全施設整備事業補助金
125,774,000円	繰越金 前年度繰越金
10,000,000円	諸収入 出羽島離島航路貸付金
31,100,000円	町債 過疎債(追加分)

一 般 質 問

6月議会では、7名の議員が一般質問を行いました。

学童保育を

市宇ヶ丘学園に移転へ

櫻谷 千重子 議員

子ども達の放課後の居場所の一つであるおひさまスクールが、現在、旧牟岐小学校で実施されていますが、3年生は車に乗りきれず歩いて移動している現状を踏まえ、現小・中学校の空き教室を利用できないものかお聞きします。出来れば小学校6年生までのさらなる子ども達の居場所を構えられないか、見解をお聞きします。

おひさまスクールの充実を図り、子ども達の遊び場や学び、発達を促す活動はどのように提案しているのか、学童保育の運営、及び保護者の負担はどうなっているのか、おひさまスクールで子ども達はどうしているのかも併せてお聞きします。

大森副町長
おひさまスクールは放課

後対策事業として牟岐町社会福祉協議会に委託して運営しています。現在は小学校1年生から3年生までを対象としています。

活動内容は平日は宿題、読書、ぬり絵や折り紙、グラウンドでの遊びなど、長期休みの間は、異世代の交流、交通安全教室、人権研修、プールや図書館、遠足なども行っています。

事業の運営には、保護者から平日200円、長期休み400円の利用料を徴収し、町からおやこサポートセンター事業とあわせて委託費6百万円を支出しています。

受け入れについては、小学校3年生から5年生の保護者にアンケートを取り、ニーズがあれば対象を拡大したいと考えています。

町民センターの改修、改築については、現在検討中

です。

灘地区の 道路整備と伐採を

櫻谷議員

灘地区の道路整備の遅れを痛感します。道路を造るにあたり、地権者の問題、道路のコースの問題など多々あるかと思いますが、「道路整備のできていない地域は発展がない、過疎化

が急激に進む」と言っても過言ではないと思います。

蔭栗道の取り合い道路、また、地権者の了解を得ている栗林宅の門前のサンラインから灘への道路ですが、財源が確保でき次第、進めていただきたい。

つぎに水落地区の閉鎖にあたり、代替道路の確保は可能なのか。また、灘地区の道路にはみ出ている木の枝ですが、バスのアンテナが壊れるというクレームがありました。灘地区の町道



おひさまスクール

の木の枝の伐採は可能でしょうか。

福井町長

灘地区の道路は他の地域と比べて非常に遅れているように感じます。特に蔭栗道地区と水落地区の町道については、車も対向できない区間が幾つもあります。

水落地区の町道灘線については、現在も通行止めになっていますが、今まであったものが使えなくなっているもので、これは非常に緊急性が高いと考えており、早急に対応したいと思っています。町道整備においては、各部落会からの要望を必要条件とし、各部落から上がってきたものを役場で優先付けをし、計画的な執行をしていきたいと考えています。

つぎに道路境界線から出ている樹木の枝の伐採ですが、道路法により道路上の一定範囲は通行の障害になるものは置いてはならないとの定めがありますので、現在はこの旨を所有者に説明し、国、県、町が伐採している状況です。

津波避難マップの

配布について

堀内 隆弘 議員

移住者やＵターンの方への対応として、広報への記載や窓口での配布をしてはどうか。

仁田総務課長

昨年5月に全町民宅へ配布、公共的な建物については、同様に配布・掲示依頼をしています。広報への記載については、他方面の要望があり難しい面もあります。窓口では職員に相談いただければ、それぞれ対応できます。

保育の見通しは

堀内議員

夫婦共働きが増える中、より子育てしやすい環境を整えるためにも、おひさまスクール等と連携し病中病

後保育の実施を視野に入れ、従来の保育のあり方を見直しては。

久岡住民福祉課長

以前から要望もある病中病後保育ですが、看護師資格保持者の確保、研修等実施、場所の確保、財政面等からできていませんが、現在は牟岐町ファミリースポーツセンターにおいて地域の連携という形で対応しています。

モラスコむぎ

運営の状況は

堀内議員

来場数も減る中、今後の運営継続に対しての事業計画は、どのような内容・計画になっていますか。

福井町長

厳しい運営が続き、昨年も百万円近い赤字が出たことです。今後、現在進めている地方創生戦略計画の中でモラスコむぎの運営やクラブノアの運営について、協議を進めながら検討していく必要があると考えています。

南阿波よくばり

体験の今後は

堀内議員
今後の事業計画は、どのようなものになっていますか。また、牟岐町の独断で判断できないとは思いますが、スタッフ不足解消のためにも法人・民営化を進め、雇用につなげる活動をしては。

福井町長

2016年度から、国が教育旅行の誘致に積極的にかかわることもあり、これまでも民営化に向けた検討



南阿波よくばり体験「小島の浜でのシュノーケリング体験」

を実施し、現在の入客数では採算性から引き受け手がないという結論になっていますが、今後とも民営化に向け検討を続けたいと考えています。

観光事業について

堀内議員

牟岐町には、実質的な観光課がなく、産業課との兼任ですが、今の人員で観光事業に取り組むことは可能か。また、観光インフラの整備は、どのように進めていく予定ですか。

福井町長

地方創生計画の中で、観光振興と交流人口の増加を進める担当課を設置することも検討する必要がありますと考えています。また、地方創生を図るためにも皆さんのご意見をいただきながら必要なインフラ整備を行いたいと考えています。

旧牟岐小学校 改修について

堀内議員

学生団体の活動拠点や滞在場所に使用することは素晴らしいですが、彼らが大学等卒業後の団体活動予測は難しく、費用回収方法などはどのような計画ですか。また、ワークショップやカフェスペースの管理者や事業計画は、どのような内容ですか。

久米教育次長

学生団体の法人化やサマースクールの継続性から学生団体の運営は継続されると見込んでいます。また、社会人運営団体、他大学からのオフアールもあります。運営については、当面は行政が担当し、今後、まちづくりに関わる団体等への管理運営へ移行していくことが望ましいと考えています。

町指定文化財について

堀内議員

「関船保存会」「西浦花車保存会」「勇太鼓保存会」も結成され、再び秋祭りを盛り上げ観光につなげていくという動きが活発になってきています。この3点を町指定文化財へ登録し、町外への観光アピールに活用しては。

久米教育次長

手順としては、所有者、または管理者の方が登録したい物件の文化的価値を明らかにした上で教育委員会へ申請していただきますが、これにあたり、十分な事前協議が必要です。

高齢者の 通院状況について

堀内議員

高齢者率も増える中、通

院費等深刻な問題です。人件費等難しい問題ですが、無料バス等、視野に入れた取り組みを検討してみてもいい。

百々健康生活課長

通院困難者については緑

学校教育とコミュニティ スクールへの取り組みは

一山 稔 議員

デジタル教科書の導入に8割以上の教員がICTを活用した授業は効果的と評価しているが、デジタル教科書は、あくまで手段の一つで、紙とデジタルの両方の長所を生かした授業のあり方を考えてもらいたいと言っています。デジタル教科書への見解と今後の計画を伺います。

峯野教育長

文科省は、生徒や教員の英語力の数値目標や授業内容、教員研修の目標を策定し公表するよう要請しているが、本町での内容や具体的目標等はどういうになっているのか。

風荘と社会福祉協議会に委託して外出支援サービスを実施していますが、生活機能評価調査によると、将来的に移動手段の確保は重要な課題と考えています。

デジタル教科書は、教員の授業準備や説明の簡素化など、格段に向上し、問題を視覚的に学習でき、子ども達の関心や理解が深まったが、頼りすぎると、何かを触る、動かすといった体

験を伴った知識の習得が少なくなってしまうこと、教員は指導力以外に機械に関する知識や操作能力が要求されるので、授業内容にバラツキが生じることも課題となっている。教科別の計画を作成するとともに研修会を充実させ、教員の指導力の向上を図る中で、有効活用、メリット、デメリットを検証しながら検討していきたい。



小学生と民生児童委員のふれあい給食会

運動部活動と 選手育成について

・小・中一貫教育に本格的に取り組んでおり、今後も地域とともに歩む学園として、特色ある学園づくりを一層進めていきたい。

一山議員

運動部活動で外部指導者の導入が進んでおり、生徒の競技力向上や教員の負担軽減など顧問のサポート役として、期待されている一方で教員との意思疎通がうまく図れないケースも見られ、課題も浮かんできています。県教委も導入を推進し、スキルアップを図っているようです。方針が一致しなかったり、外部指導者に過剰な負担が掛かるケースもあり、学校と顧問、外部指導者が目的を話し合い部活動の充実につなげてほしいとの要望もあるが、小・中学校での指導状況はどのようなになっているのか、現状のままで行くのか、外部指導者の導入が進んでいるところもあるが見解を伺います。

県教委の運動選手育成では、育成プログラムに注目し、体力テストで高評価を得た小4、中1年生を対象に講習会を開き、資質や適性のある競技を見極めるそうです。県教委の運動選手育成プログラムについての見解を伺います。

峯野教育長

小学校のスポーツ少年団の活動は、保護者や外部指導者が行っており、中学校の部活動は担当教員が指導し、一部外部指導者がしています。児童生徒数が少なくなつて、スポーツ少年団の運営維持が難しく、中学校の部活動は単独で運営が困難な部活が出てきて、近隣町とも協議しながら、スポーツ活動を行える機会を確保していきたい。

外部指導者の導入については、基本的に教員が指導することを考えていますが、種目により、教員が指導困難な場合は、外部指導者の指導補助も考えられます。

ふるさと納税に関して

森 定雄 議員

遠く離れたふるさとを応援しようとする人や企業、または各地域の特産品を目標とした個人の方などから広く寄付金を募り、活気あるふるさとづくりに役立てることを目的として、去

る2008年に公布された「ふるさと納税」制度ですが、この制度をうまく活用することができれば、寄付を望めるだけでなく、特産品のアピールにもつながります。積極的に運用してい

難な場合は、外部指導者の指導補助も考えられます。中学校の部活動には、教員による指導が必要で大切であると考えています。教員の負担が大きいことも現実です。今後、部活動のあり方と併せて協議を行いたい。県の育成プログラムは、子ども達にとっても、自己の能力や可能性に付き、将来に夢を持つて成長できる取り組みであり、参加の要綱等が届いたら、子ども、保護者に情報発信をしていきたい。

る地域では、この制度を使
ってさまざまな取り組みを
しています。現在どうい
った形で取り組んでいるの
か、また、近年の納税額の
推移は、その使い道は、そ
して、今後この制度を利用
した取り組みをどうしてい
くのか、お聞きます。

福井町長

ふるさと納税制度は、総務省の地方活性化策の目玉として、平成20年度から取り組んでいる事業ですが、平成27年からはふるさと納税枠が約2倍に拡充されること、あるいは「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されるなど、さらに使い易い制度としてPRされています。牟岐町としても町のHPでPRしたり、近畿牟岐会などで紹介する等の取り組みをしており、お礼として、町の特産品をお返ししています。今後、地元産品のお礼をする等の積極的なPRを行いながらふるさと納税の推進と、地元産品のPRを促進したいと考えています。

仁田総務課長

ふるさと納税の実績ですが、平成20年から寄付を受けています。20年度6件、570千円、21年度4件、270千円、22年度4件、405千円、23年度6件、705千円、24年度5件、312千円、25年度7件、402千円、26年度11件、747千円、これまでの総額が3411千円です。この寄付金の充当先は、中学校の消火器、うみの木の絵本発行、保育園・小学校の備品等に充当しました。お礼の品物は、町の産品3千円程度と町長のお礼状を添えてお送りしています。

国道及び県・町道沿いの美化について

森議員

昨今、道路沿いに草がい茂っていて、場所によってはガードレールが覆い隠されていたり、歩道の歩行が困難になっているような箇所が目立ちます。国道55



雑草が茂る国道55号

号線は昔から遍路道として多くのお遍路さんが歩んでこられた道で、近年増加している外国人観光客ともあ

いまって、国内の遍路人口もさらに増えています。このような方達が、この状態の道を歩き、どんな感想を抱くでしょうか。これは町だけの問題ではなく、県全体へのマイナスイメージにもつながると思います。また、問題は景観だけでなく、毒蛇等の危険性もあり、安全面でも大きな問題を抱えています。過去にも被害に遭われた方もいます。こ

ういった点から早急な対応が必要だと思いますので、今後の具体的な対応策や予定をお聞きます。

福井町長

私も草が生え茂る国道を、お遍路さんが歩いていく姿を見るに、2年ほど前、国土交通省徳島河川国道事務所に要請しましたが、予算が非常に厳しいとの回答でした。平成21、22年は、必要な国道管理費があり、草刈りができていたが、平成23年頃から大幅に管理費を削減され、現在もその状

態が続いているとのこと。地方創生のためにも、四国八十八ヶ所の世界遺産登録に向けた取り組みも進められていますので、旅行者が訪れても恥ずかしくないよう、まずは、幹線道路の維持管理から適切に行っていくよう、今後とも機会を捉え、国等に要請したいと考えています。

寒葉建設課長

それぞれの道路維持管理の状況は、国道は国の維持管理基準に基づき、基本的には年1回の頻度で実施しているとお聞きしています。県道は、日和佐牟岐線は、年2回除草を実施、牟岐海南線は年1回実施している。一部区間については、県直営で2回実施している現状です。町道は、草刈を直営にて交通量の多い路線より年1回から3回実施している現状です。今後については、国、県も同じだと思いますが、地域の方々・ボランティア等での対応も含めて効率的な維持管理を考えて対応していきます。

町長選を振り返って

藤元 雅文 議員

今回の町長選では、政策論争がほとんどありませんでした。町長選を振り返っての感想、今後の選挙のあり方についての見解は。

二元代表制という言葉で表現されますが、町執行部と議員は一定の距離を置かなければならない立場です。私自身は参加したことはありませんが、議会終了後の「一杯会」の目的は何ですか。今回逮捕された二人の議員の議員としての自覚と立場をわきまえない行動をみると、その中止の必要性を強く感じます。今回の事件を教訓に町執行部も議員もお互い襟を正し、自らの仕事に邁進するという意味で今後は止めるべきではないか。

今回のようなことを二度と繰り返さないためにも未来を担う子どもたちに議会のこと、政治を知ってもら

う場の提供は意味のあることです。子ども議会を実施してはどうか。

福井町長

町長選挙では、町民の皆様が総合的に判断できる材料を提供することが必要です。それが選挙公約やチラシであり、選挙演説であり、公開討論であると思います。今回は、最低限必要な選挙公約などの議論ができず旧態依然とした手法で争われたことについては残念に思っています。

「一杯会」については、随分前から互いの親睦を図るために行われていると聞いています。その必要性については、行政側も検討します。

峯野教育長

選挙権年齢が18歳に引き下げられ若者の政治への関

心を高める主権者教育の施策や取り組みがこれまで以上に求められています。このような中、牟岐町の未来を担う子どもたちが町政に対する質問や提案することを通じて政治や生活との係わりや議会運営の基本的な仕組みを体験的に理解し地域社会の一員として町づくりに関心を深めることは有意義な活動であると考えています。

今後、その意義や効果・問題点等々を関係者と協議したいと考えています。

今後の

町政運営について

藤元議員

町長は、4年前、防災対策と牟岐町再生を大きな柱として掲げ今日まで努力されてきました。防災対策については、一定の成果を上げてきたと思いますが、牟岐町の再生、活性化については自らも発言しているように、町民の皆さんから良

い評価を得る段階には達していません。今日までの到達点と今後の課題。そして、課題実現のための方策は。

福井町長

今後の防災対策としては、役場の耐震と津波対策、住宅の耐震化、豪雨対策としての地区ごとの避難所設置などが当面の課題です。

牟岐町再生については、まずは雇用を増やす施策を実施していく必要があります。今年度より総合戦略計画を策定し、町民の皆様からご意見をいただきながら実効

性の高いものにまとめたいと考えています。

私としては、一次産業の再生と、その六次産業化、観光との連携、健康産業との連携を図りたいと考えています。

空き家対策の成果は

藤元議員

平成25年9月「牟岐町空き家等の適正管理に関する条例」が制定され、本年5



町内での空き家



町長の公約と

座右の銘について

榮 和男 議員

福井町長におかれましては、去る4月26日の町長選挙で当選され、今後4年間、町政発展のため、ご尽力されることになりました。ご健勝でよりよい成果を収められますことを祈念します。さて、住民に示された公約についてお尋ねします。また、座右の銘とされているものがあればお教えください。

月26日には「空き家対策特別措置法」が施行されました。自治体としては、危険な建物の撤去がしやすくなりましたが、本町活性化のために空き家を有効利用することも大切です。条例制定後の成果は。

福井町長

空き家条例は、危険空き家の適正管理を所有者等に促すために策定した条例で

すが、現在、この条例を使い正指導や強制撤去した案件はありません。また、地域協力隊も賃貸可能な空き家について調査をしています。現時点では十分な成果は上がっていません。空き家の有効利用は、町の再生には欠かすことができないと考えており、地方創生計画の中に位置付け確実に実行できるような考えで参ります。

福井町長

私の座右の銘から申し上げます。宮本武蔵の言った「我れ事において後悔せず」を挙げたいと思います。

次に公約について申し上げます。

- 一、牟岐町の創生に取り組むこと。
- 一、今後も防災対策に継続して取り組むこと。
- 一、出羽島の重要伝統的建造物群保存地区の認定の促進
- 一、海部病院の跡地を有効に活用すること。

牟岐町創生では、雇用と人口を増加させるため、まずは一次産業の再生を図り、これを二次、三次と発展させていくこと。そのために、一次産業の法人化が必要であると考えています。防災対策では、まずは、避難所・避難路の充実を図るため、今の市宇ヶ丘学園の二次避難所の他に二眼レフ構造で、海部病院移転地の横に避難所を造る予定です。当然、これに併せ備蓄品等も順次、備えていく必要があります。

牟岐町版地域創生計画の

重点課題は

横尾 政明 議員

町の課題として、地域防災、地域医療、福祉、地域産業再生、観光振興、人材育成、人口減、過疎化、少子高齢化、晩婚化、空き家等の対策、移住・交流人口の増加やサテライトオフィスの誘致などがあります。今年には地方創生元年になり、総合的な戦略を策定しなければなりません。牟岐町の町長所信表明で、これからは、地域間の知恵比べ、アイデア勝負になるだろうとの考えですが、福井町政2期目の重点政策である、牟岐町版地方創生計画の中で、あえて優先課題として3つ上げるとすれば、どのような課題・施策に取り組まれますか、また、その理由についても伺います。

福井町長

国の考える地方の最重要課題は雇用と人口の増です。



だけの収益が見込める仕事です。やはり、人口を増やすには、平均的な収入が得られる仕事が必要だと思えます。そのためには、まず農林漁業に、大手、中堅企業に参加してもらう必要があると考えています。

優先課題を3つあげるとすれば、一次産業の振興と観光振興、そして、空き家の有効活用かと思えます。とにかく仕事を増やすこと、核とした農林漁業と、活性化するための観光振興が必要であり、魅力的で楽しい町とするためにも、空き家は無くしていく必要があります。結局、持続可能な町とは、循環型社会であり、資源を最大限活用することが必要だと考えています。

お詫び

前回(5月)発行の「広報むぎ」第128号の掲載内容に一部誤りがありました、深くお詫び申し上げます。なお、牟岐町HPに訂正し掲載しています。

議会の動き

(6 月)

2 日 海部病院建築安全祈願祭及び起工式

3 日 第2回臨時町議会

3 日 牟岐町戦没者追悼式

5 日 徳島県町村議会議長会役員会 (徳島市)

8 日 行政常任委員会

11 日 全員協議会、議会運営委員会

17 日 第2回定例町議会

～19 日

28 日 近畿牟岐会第23回総会 (大阪市)

30 日 徳島県町村議会議長会臨時総会 (徳島市)

(7 月)

10 日 広報編集委員会

21 日 阿南芸芸自動車道整備促進期成同盟会総会
(田野町)

22 日 徳島県町村議会議員研修会 (美波町)

31 日 徳島県町村議会議長会定例会 (徳島市)

(8 月)

11 日 阿佐東線連絡協議会総会 (海陽町)

17 日 四国横断自動車道建設促進期成同盟会総会
(阿南市)

21 日 自治振興セミナー (徳島市)

25 日 海部郡防犯連合会総会

28 日 町村議会広報紙作成講座 (徳島市)

31 日 徳島県戦没者追悼式 (徳島市)

[行政常任委員会の町内視察]



海部病院建設用地視察



海部消防組合の事業説明

編集後記

町政の最高責任者を決める町長選挙で元町議2人を含む7名が逮捕されました。情けないと言ったところはありませんが、こんなことは牟岐町政史上初めての出来事ではなかったでしょうか。

もちろん逮捕されたことについては、個人の責任ですが、買収は、渡す人がいれば貰う人がいて成り立つものです。一部にせよ、牟岐町には犯罪を許す土壌があったということです。

「政治に失望した」牟岐町民として恥ずかしい」などの声も耳にしますが、私たちは歩みを止めるわけには参りません。不正を憎み、見て見ぬふりをしないという人間として普通の感覚を取り戻しましょう。そして、みんなに誇れる「夢と緑と黒潮のまち牟岐町」を築いて参りましょう。

広報編集委員会

お気軽に皆さんのご意見
ご感想をお寄せください。
電話 七二一三四二一
FAX 七二一二七六
「広報編集委員会」まで
お願いします。

平成27年10月に、「マイナンバー」の通知をお届けします。

●マイナンバーの通知カードとは

- ・通知カードとは、数字12桁の個人番号（マイナンバー）をお知らせするカードです。
- ・券面には、氏名・住所・生年月日・性別・個人番号が記載されます。
- ・平成27年10月に、地方公共団体情報システム機構から、簡易書留で住民票の住所地に送付されます。
- ・届いた通知カードは、各種手続きに必要となるので、紛失しないように大切に保管してください。

●個人番号カードとは

- ・個人番号カードとは、表面に氏名・住所・生年月日・性別・顔写真、裏面に個人番号が記載されたICカードで、本人確認のための身分証明書として利用できるほか、e-Tax等の電子申請等が行える電子証明書が標準搭載されます。
- ・平成27年10月に、通知カードと一緒に個人番号カードの交付申請書が送付され、申請をされた方に、平成28年1月から順次交付されます。
- ・初回発行手数料は、無料です。（電子証明書代含む。）
- ・有効期間は、発行後10回目（20歳未満の方は、5回目）の誕生日までです。
- ・カードに搭載される電子証明書の有効期間は、発行後5回目の誕生日までです。

●住民基本台帳カードをお持ちの方へ

- ・平成27年12月で、住民基本台帳カードの発行・交付が終了します。
- ・お持ちの住民基本台帳カードは、記載された有効期間まで有効です。ただし、住民基本台帳カードをお持ちの方が、個人番号カードを取得された場合は、住民基本台帳カードを廃止・回収します。（重複所持はできません。）
- ・現在の住民基本台帳カード向け電子証明書の発行・更新の手続きは、平成27年12月22日（火）17時で終了します。これ以降、発行・更新の手続きはできません。

マイナンバーに関するお問い合わせは【マイナンバーコールセンター】へ

日本語窓口 0570-20-0178 外国語窓口 0570-20-0291

受付時間 9時30分から17時30分まで（土日祝日、年末年始を除く）



第十回特別弔慰金のお知らせ

公務等のため国に殉じた軍人、軍属及び準軍属の方々へ思いをいたし、その遺族に対して節目の機会に改めて弔慰の意を表すため、公務扶助料、特例扶助料、遺族年金等の年金受給権のある遺族がいない場合に、最先順位の遺族に対して支給されます。

◆ 受付期間

平成27年4月1日（水）～平成30年4月2日（月）

◆ 前回までの相違点

- ① 前回までは10年の節目の年の支給でしたが、今回は5年の2回に分けた支給となります。したがって5年後に受付をしなければなりません。
- ② 年4万円から年5万円に増額

◆ 市町村窓口必要書類

- ① 第十回特別弔慰金請求書
- ② 印鑑等届出書（できるだけわかりやすく楷書で記入。印影は鮮明に。）
- ③ 現況申立書
- ④ 基準日（平成27年4月1日）における請求者の戸籍書類

※請求書の基準日現在における状況、支給順位などによって添付が必要となる書類が加わります。

お問い合わせ

牟岐町役場 住民福祉課 TEL 0884-72-3416（直通）

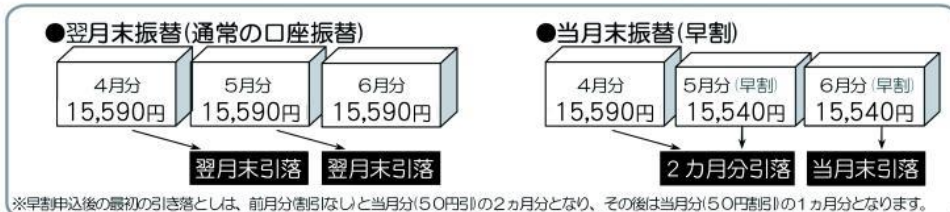
国民年金保険料の納付は口座振替が便利でお得です

口座振替を利用すると、金融機関等に行く手間と時間が省けます。

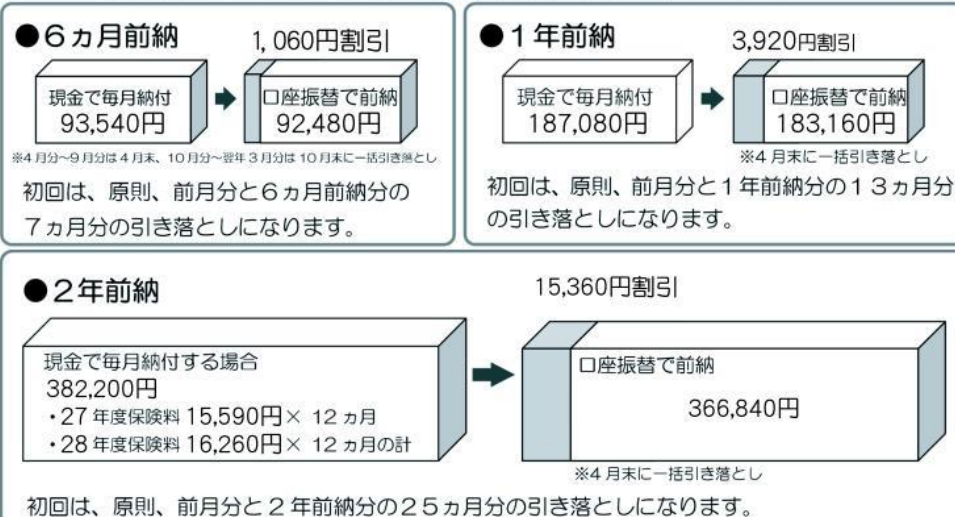
また、早割・前納で納付すると保険料が割引されます。

保険料を早割にすると、月50円(年間600円)のお得!

保険料の納付期限は翌月末ですが、当月末に引き落とす方法のことを「早割」といいます。

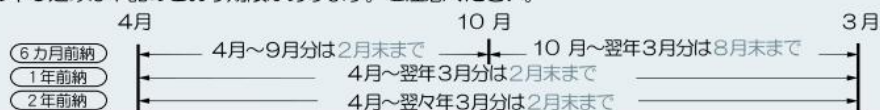


6ヵ月分、1年分、2年分をまとめて前納するとさらにお得!



《手続方法》「口座振替申出書」(役場にあります)に必要な事項を記入・押印(金融機関への届出印)、年金事務所または役場へ提出してください。金融機関の窓口へ提出していただいても結構です。

●前納の申し込みは下記のとおり期限があります。ご注意ください。



割引額比較表 ※平成27年度の保険料額による割引額です。

	1ヵ月分割引額	6ヵ月分割引額	1年分割引額	2年分割引額
翌月末振替	—	—	—	—
当月末振替(早割)	50円	300円	600円	1,200円
6ヵ月前納<現金納付>	—	760円	1,520円	3,040円
6ヵ月前納<口座振替>	—	1,060円	2,120円	4,240円
1年前納<現金納付>	—	—	3,320円	6,640円
1年前納<口座振替>	—	—	3,920円	7,840円
2年前納<口座振替>	—	—	—	15,360円

お問い合わせは 徳島南年金事務所 (088-652-1511) または 牟岐町住民福祉課 年金係 (0884-72-3415) まで。

児童手当

児童手当を受給するには役場窓口で認定請求の手続きが必要です。(公務員のかたは勤務先に)

◆支給対象

中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方

◆支給額

児童の年齢	児童手当の額(1人当たり月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円(第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円



※「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

所得制限限度額(平成24年6月分の手当より)

扶養親族等の数	所得制限限度額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622.0	833.3
1人	660.0	875.6
2人	698.0	917.8
3人	736.0	960.0
4人	774.0	1002.1
5人	812.0	1044.1

◆支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

児童手当制度では、以下のルールを適用します。

1. 原則として、児童が日本国内に住んでいる場合に支給します。
2. 父母が離婚協議中などにより別居している場合は、児童と同居している方に優先的に支給します。
3. 父母が海外に住んでいる場合、その父母が、日本国内で児童を養育している方を指定すれば、その方(父母指定者)に支給します。
4. 児童を養育している未成年後見人がいる場合は、その未成年後見人に支給します。
5. 児童が施設に入所している場合や里親などに委託されている場合は、原則として、その施設の設置者や里親などに支給します。

詳しくは、牟岐町役場 住民福祉課(72-3416)まで

児童扶養手当

児童扶養手当を受給するには、役場窓口で認定請求の手続きが必要です。

●受けられる方

父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていない児童を監護・養育している方に支給されるものです。

なお、支給は児童が18歳に達した年度末までです。

●手当の対象となる児童

- 父母が離婚した児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母が政令で定める障害のある児童
- 父または母が生死不明な児童
- 父または母が1年以上遺棄している児童
- 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- 父または母が1年以上拘禁されている児童
- 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- 母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童



●受給者の所得が一定額以上ある場合や公的年金等を受給している場合は一部又は全部が支給されません。

※平成26年12月から公的年金給付等との併給制限が見直されています。

☆ 詳しくは、牟岐町役場住民福祉課(TEL 72-3416)までお問い合わせください。

平成27年度から平成29年度の3年間の
65歳以上の方の牟岐町の介護保険料が以下のように決まりました。

平成27年度から平成29年度の3年間の65歳以上の方の牟岐町の介護保険料が以下のように決まりました。

保険料段階	対象者		月額保険料	年額保険料 (月額保険料×12月)
	合計所得金額と課税年金収入額			
第1段階	生活保護を受給している人 本人を含む世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている人 または本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人 (基準額×0.45)		2,610	31,320
第2段階	税帯本 非全人 課員を 税が含 住む 民世	本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超120万円以下の人 (基準額×0.75)	4,350	52,200
第3段階		本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円超の人 (基準額×0.75)	4,350	52,200
第4段階	りに非本 課課人 税税は 者へ住 あ世民 帯税	本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人 (基準額×0.9)	5,220	62,640
第5段階		本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超の人 (基準額)	5,800	69,600
第6段階	本人が 住民税 課税	本人の前年の合計所得金額が120万円未満の人 (基準額×1.2)	6,960	83,520
第7段階		本人の前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の人 (基準額×1.3)	7,540	90,480
第8段階		本人の前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人 (基準額×1.5)	8,700	104,400
第9段階		本人の前年の合計所得金額が290万円以上の人 (基準額×1.7)	9,860	118,320

※第1段階については、国・県・市の公費による保険料の軽減が行われることとなり、平成27年4月から保険料基準額に対する割合が0.5から0.45に軽減されています。また、消費税率が10%へ引き上げられる予定の平成29年4月からは、町民税非課税世帯を対象として、保険料基準額に対する割合が軽減される予定となり、第1段階0.3、第2段階0.5、第3段階0.7になる予定です。

問い合わせ先
牟岐町役場 健康生活課 介護保険担当
TEL 0884-72-3417

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)

被保険者のみなさまへ

ジェネリック医薬品による自己負担額軽減のお知らせを送ります。

ジェネリック医薬品とは、新薬の特許が切れた後に、同じ有効成分を使って作られ、新薬と同等の効果、効能を厚生労働省から承認されている医薬品です。

徳島県後期高齢者医療広域連合では、現在処方されている新薬をジェネリック医薬品に切り換えた場合に、自己負担額がどれくらい軽減できるのか、その一例をお知らせする通知を平成27年9月下旬に送付いたします。

通知対象者は、今年5月に医療機関で新薬を処方され、ジェネリック医薬品に切り換えた場合に自己負担額が大きく軽減される方となります。

なお、すべてのお薬にジェネリック医薬品があるとは限りませんので、試してみたいとお考えの方は、医師や薬剤師にご相談ください。

お問い合わせ
徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課
電話 088-677-3666

住宅の住替え支援事業について

住宅の住替え支援事業では、耐震性のない木造住宅からの建替えや住替えに伴う除去を行う場合に、その経費の一部を町が補助します。

1. 対象住宅

- ①耐震診断を実施し、「倒壊の可能性が高い」（評点が0.7未満）と判定された住宅
- ②昭和56年5月31日以前着工で現在居住する住宅
- ③住宅のすべてを除去する工事
- ④過去に「住まいの安全・安心なリフォーム支援事業」、「木造住宅耐震改善支援事業」で補助金の交付を受けていないもの

2. 対象工事

県内に営業所を有する建設業法の許可を受けた建設業者、又は再資源化に関する法律の登録を受けた解体工事業者が施工し、補助金の交付決定後に着手、平成28年2月末までに完了するもの

3. 補助金額

最大30万円（税込工事費の2/5）を補助金が受けられます

4. 申請資格

所有者、又は配偶者及び一親等以内の家族

※居住を証明するものがが必要です。（住民票、光熱水費の明細等）

問い合わせ先 牟岐町役場建設課 TEL:72-3418

8月は保険証の定期更新月です

現在、後期高齢者医療制度に加入されている方に、7月下旬に市町村担当課から、有効期限平成28年7月31日と記載された新しい被保険者証（みどり色）をお届けしています。

平成27年8月1日から平成28年7月31日までの一部負担金の割合（1割又は3割）は、平成26年中の所得に基づき、改めて判定します。

8月1日以降は、古い被保険者証（黄色）は使えませんので、受診の際は有効期限を確認し、お間違いないようご注意ください。

後期高齢者医療被保険者証

有効期限 年 月 日

被保険者番号			
住所			
氏名			
生年月日			
資格取得年月日			
発行期日			
交付年月日			
一部負担金の割合			
被保険者の印			
署名			
保険証の印			

後期高齢者医療被保険者証

有効期限平成28年7月31日

※ご確認ください！

新しい被保険者証の有効期限は
平成28年7月31日
になっています。

【一部負担金の割合の判定方法について】

1割負担となる方		
同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得が145万円未満		
3割負担となる方		
世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合
住民税課税所得	145万円以上	145万円以上の被保険者がいる
総収入の合計額	383万円未満は1割（要申請）	520万円未満は1割（要申請）
	383万円以上は3割（※）	520万円以上は3割

※ 70歳以上75歳未満の方（後期高齢者医療制度の被保険者以外）がいる場合、その方々との総収入合計額が520万円未満の場合は1割（要申請）

臓器提供の意思表示にご協力ください

新しい被保険者証(有効期限平成28年7月31日)の裏面に、臓器提供意思表示欄が設けられています。これは、臓器移植に関する啓発や知識を深めるためです。臓器移植とは、病気や事故により臓器が機能しなくなった方に他の方の健康な臓器を移植し、機能を回復させる医療です。

臓器提供の意思表示は自分の意思で決めることができます。また、意思表示欄記入後も意思の変更ができます。

臓器提供についてよく考え、家族と話し合い、意思表示欄の記入にご協力ください。

なお、意思表示欄への記入は任意であり、義務付けるものではありません。

注意事項 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。 備考 ※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。 1 私は、<u>脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも</u>、移植の為に臓器を提供します。 2 私は、<u>心臓が停止した死後に限り</u>、移植の為に臓器を提供します。 3 私は、臓器を提供しません。 ※ 1又は2を選んだ方で、提供をしない臓器があれば、×をつけてください。▶ 【心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球】 (特記欄:) 署名年月日: 年 月 日 本人署名(自筆): _____ 家族署名(自筆): _____	◆自分の意思に合う番号を選択 自分の意思に合う番号を1から3までの中からひとつ選んで○をしてください。 ◆提供したくない臓器の選択 1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、その臓器に×をつけてください。なお、提供できる臓器は以下のとおりです。 脳死後：心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球 心臓が停止した死後：腎臓・脾臓・眼球 ◆特記欄への記載について 1又は2を選んだ方で、皮膚、心臓弁、血管、骨などの組織も提供してもいい方は、「すべて」あるいは「皮膚」「心臓弁」「血管」「骨」などと記入できます。 親族に優先して臓器提供をしたい方は、「親族優先」と記入できます。
--	--

◆本人署名・家族署名について

本人の署名及び署名年月日を自筆で記入してください。また、家族署名欄には、この意思表示欄の記入を知っている家族が、その確認のために署名してください。(家族署名欄の署名がなくても意思表示は有効です。)

※ 臓器提供意思表示欄記入後に、「個人情報保護シール」をはり付けることにより、記入内容を他の人に知られないようにすることができます。このシールは被保険者証同封パンフレット「臓器提供の意思表示にご協力ください」に付いています。

※ 記入する場合は、ボールペン等の消えないペンを使用してください。

※後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(薄い紫色)をお持ちの方へ

平成26年度の認定証をお持ちの方で平成27年度住民税非課税世帯の方には、7月末までにお住まいの市町村から「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」をお届けしております。

認定証に記載されている適用区分が「区分II」の方で「過去12か月で90日を超える入院」をされた方は、お住まいの市町村担当窓口申請していただくことで、入院時の食事代がさらに減額されます。

※平成27年度の保険料の決定通知書を8月中旬にお送りします。

平成27年度の保険料が、年金から差引かれている方は、4月分から8月分までは、仮徴収としてお支払いいただくこととなっております。

保険料の算定基礎となる前年の所得が確定後、年額保険料とお支払方法のお知らせをお送りします。また、年金からの差引きではなく、納付書または口座振替により保険料を納めていただく方についても、市町村から年額保険料のお知らせと納付書をお送りします。

*****後期高齢者医療制度に関するお問い合わせ先*****

徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課

牟岐町役場 健康生活課 後期高齢者医療担当

徳島市川内町平石若松7番地1

牟岐町大字中村字本村7番地4

電話 088-677-3666

電話 72-3417

平成27年度後期高齢者医療制度の歯科健康診査について

後期高齢者医療制度に加入されている節目の年齢の方を対象に、歯・歯肉の状態や口腔清掃状態等をチェックし、口腔機能の低下や肺炎等の疾病を予防するため、歯科健康診査を実施します。

健康診査の対象となる方は、ぜひ受診しましょう。

対象者

○平成27年中に節目の年齢になられた方（昭和14年、昭和9年、昭和4年生まれの方）及び大正13年生まれ以前の方

但し

長期入院患者や施設入所者は対象外です。

長期入院患者や施設入所者の方は、すでに健康状態を把握され、医師や施設管理者等の指導を受けていると考えられることから、歯科健康診査の対象者から除いています。

なお、対象者には歯科健診受診券のハガキが送付される予定です。長期入院患者・施設入所者の方にハガキが届くこともあります。対象外ですので健診はご遠慮ください。

受診場所

歯科健診を実施する歯科医院

○受診可能な歯科医院の一覧表を徳島県後期高齢者広域連合・役場健康生活課で配布予定です。

詳細は、徳島県後期高齢者医療広域連合（TEL 088-677-3666）へお問い合わせください。

また、徳島県後期高齢者医療広域連合及び徳島県歯科医師会のホームページにも掲載予定です。

受診方法

事前に電話等にて健診実施歯科医にご予約の上受診してください。

健診項目

問診、口腔内診査、口腔機能評価等

受診費用

無料

受診期間

平成27年10月1日～11月30日

持っていくもの

後期高齢者医療被保険者証と歯科健診受診券のハガキ

その他注意事項

○健診の予約日時を忘れないようにしてください。

○歯科健診は期間中に1回のみです。後日重複受診が判明した場合は費用を請求させていただきますのでご了承ください。

○歯科健診自体は無料ですが、その後に治療行為が行われる場合は有料となりますのでご注意ください。

○健診結果は訪問指導のため市町村に情報提供される場合がありますので、ご了承ください。

後期高齢者医療制度の歯科健康診査に関するお問い合わせ先

徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課

徳島市川内町平石若松78番地1 電話 088-677-3666

牟岐町二コ二コ商品券10月1日発売決定!

牟岐町でのお買い物を応援します! 総額6000万円

牟岐町政100周年記念プレミアム10%付きで

今年はプレミアム20%!!

1万円で1万2千円の商品券をお求めになれます!

(商品券発売場所) 牟岐町商工会館

ポルト・J Aかいふ本所・牟岐東漁業協同組合信用部・牟岐町漁業協同組合本所

○この商品券の使用期間は平成28年1月31日まで（有効期間を過ぎた券の使用・返金は出来ません）

○お一人様5セット（5万円＋1万円プレミアム）までお買い上げいただけます

購入できる方は 牟岐町に住所（住民登録）のある方、牟岐町内にある事業所の勤務者及び牟岐町内に本所のある法人事業所です。購入時には、購入申込書と現金をご用意ください

○お買い物は（牟岐町商品券加盟店）のぼりのあるお店でご利用いただけます

二コ二コ商品券が使えるお店を募集中です。牟岐町商工会にお問合せ下さい。

問合先 牟岐町商品券実行委員会 牟岐町商工会 tel 72-0194

認知症の方とそのご家族の相談等をしています

①認知症関連の講演会を開催します。

平成27年

【9月24日(木)】

- ・『二本の傘』DVD上映 (14時00分～14時30分)
- ・家族の会 座談会 (14時30分～15時30分)
- 場所：聚楽5階 地域交流スペース

【10月22日(木)】

- ・認知症サポーター養成講座 (13時00分～14時30分)
- 講師：社会福祉法人 光風会 グループホーム やまもも 管理者 寒川 初枝氏
- 場所：聚楽5階 地域交流スペース

【11月26日(木)】

- ・演題：脳の活性化と食事の関係について (14時00分～15時00分)
- ・家族の会 座談会 (15時00分～15時30分)
- 講師：社会福祉法人若穂会 ケアハウス聚楽 介護福祉士(相談員) 森本 みや子氏
- 場所：聚楽5階 地域交流スペース

平成28年

【1月22日(金)】

- ・演題：気持ちが前向きになる話し方・接し方について (14時00分～15時30分)
- 講師：元四国放送 アナウンサー 武知 邦明氏
- 場所：海の総合文化センター 1階 大集会室

【2月25日(木)】

- ・演題：ストレス解消できる運動について (14時00分～15時30分)
- 講師：未定
- 場所：聚楽5階 地域交流スペース

②心配事相談へ、認知症専門の相談員が入り、相談に応じます。

【日時】第1火曜日 13:30～15:00 (祝・祭日は休み)

【場所】役場2階 和室

③地域密着型サービス事業所(グループホーム あい、デイサービスセンターあい等)での在宅生活継続のための相談・支援の推進。

各事業所においての、家族の相談や助言を行います。

【個別相談がある時の問い合わせ先】

ケアハウス聚楽 電話 (0884) 72-3636

*ご不明な点がございましたら、牟岐町地域包括支援センター

電話 (0884) 72-1233までお問い合わせください。



相談員：森本 みや子

牟岐町消費者協会会員募集!!

消費者協会とは、日常生活にかかわりの深い問題を広く取り上げ、暮らしに役立つ活動を行っています。その活動のひとつとして、料理講習も行っています。料理講習では皆様の健康と幸せに少しでもお役に立てたらと身近な食材に乳製品をプラスし新しい発見のあるおいしいレシピを紹介しています。

その他にも、気軽にご参加いただける様々な活動を実施していますので、是非、わたしたちと一緒に活動してみませんか。

活動への参加体験も歓迎しますので、まずは、お気軽にお問い合わせください。

【連絡先】

- 牟岐町消費者協会 会長 日高琴美 72-2666
- 牟岐町役場総務課 消費者行政担当 72-3411
- (牟岐町消費者協会 事務局)

地籍調査の実施について

地籍ってなに？

地籍とは、土地に関する戸籍のようなもので、それぞれの土地には土地登記簿や地図（公図）が法務局に備え付けられています。それら資料の多くは、明治時代の土地調査を基礎としているため、測量精度が低く、記録が正確ではない場合も多いことから、土地に関するトラブルの原因にもなっています。

なぜ、地籍調査をするの？

地籍調査を実施することにより、土地に関する正確な記録と精度の高い地図が作成され、土地に関するトラブルの未然防止や境界の復元、災害復旧の迅速化を図ることができます。

本町では、平成23年度から地籍調査事業に着手し、調査を行っています。

一筆地調査

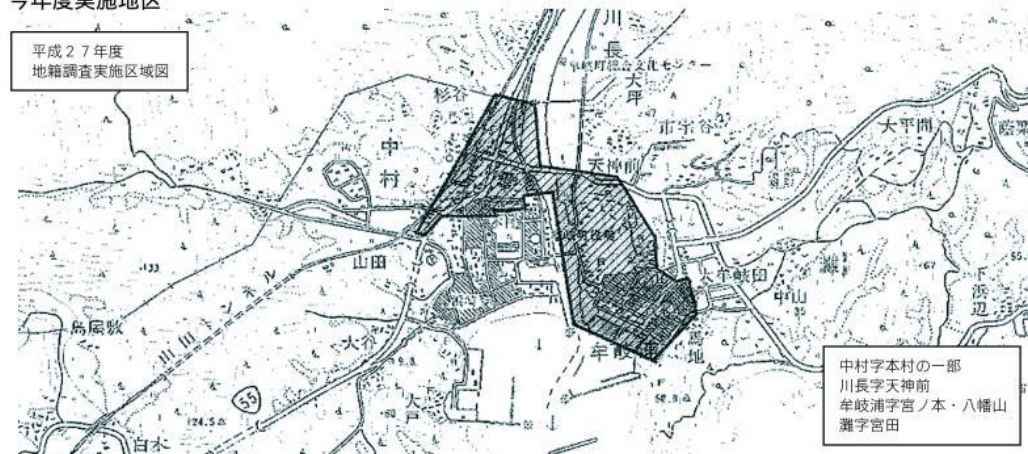
一筆ごとの土地について、所有者・地番・地目・境界・面積の調査や測量を行い、地図と簿冊を作成し、関係土地所有者の方々の閲覧・確認後、法務局へ送付します。

地籍調査の費用負担

地籍調査の費用は、国50％・県25％・町25％の負担で行いますので、原則として個人負担は発生しません。

ただし、立会における交通費などの経費は、個人の方にご負担いただくことになります。

今年度実施地区



調査期間中、一筆地調査については、土地所有者の方の立ち会いをお願いします。また、皆さんの土地に町職員や測量業者が立ち入る場合があります。

地籍調査を順調に進めていくために、皆様のご理解とご協力をお願いします。

建設課地籍調査係 TEL. 72-3418

8月は「電気使用安全月間」です

差し込みプラグをコンセントやテーブルタップに、中途半端にさし差し込むと、接触が不完全になって、プラグやコンセントが過熱して事故になる恐れがあります。

プラグは必ず、まっすぐ、しっかりと差し込んで使用しましょう。

電気安全のご相談は、お気軽に下記まで ご連絡ください。



一般財団法人

四国電気保安協会



徳島支部（牟岐事業所）

TEL (0884) 72-3268

陸海空自衛官の採用案内

－ 自衛隊だからできること －

平和のために	災害への対応	世界への貢献	国民と自衛隊
自衛隊の主たる任務は、我が国に対する侵略を未然に防止するとともに、万一侵略を受けた場合に排除することです。自衛官は「国の防衛」に直接携わります。	国内における風水害・噴火・地震などの自然災害や火災・海難・航空機事故などの際の災害救助活動、医療設備の整っていない離島からの緊急患者輸送、山や海での遭難者の救出などの「災害派遣」に携わります。	国際平和のための努力及び国際協力の推進に寄与するため、世界各地で積極的に国連平和維持活動(PKO)や人道的な国際救援活動に参加したり、海外における大規模な災害に際しての国際緊急援助活動を主体的・積極的に取り組んでいます。	自衛隊は他にも、不発弾の処理、国体やマラソン大会の協力、総理大臣・外国要人等の政府専用機での輸送、海上自衛隊の砕氷艦「しらせ」による南極観測支援等を実施しています。また、国民のより一層の信頼と協力を得るため、様々な広報活動も実施しています。

陸上自衛隊	人々の一番近くで平和と安全を守る誇り 14万人を超える隊員が日本の平和と独立を維持するべく、日夜任務に励んでいます。万一、国土への侵略があった場合には、防衛の中心的な役割を担います。
海上自衛隊	豊かな島国日本が有する防衛の要として 海洋国家である日本の国土防衛の最前線で活躍し、平素から我が国の安全保障に影響を及ぼす事態に適切に対処するとともに、生命線である海上交通の安全確保に努めています。
航空自衛隊	脅威を未然に防ぐ大空の精鋭 航空作戦は、戦況の優劣を大きく左右する重要なミッションです。日本の領域を侵犯する航空機や弾道ミサイルなど、空からの脅威を未然に防ぎます。

自衛官候補生 ＜任期制＞	任期制自衛官として任官する前に、自衛官として必要な基礎的教育訓練に専念するための採用制度です。各種教育訓練や職務を通じた技術の習得のほか、再就職に向け必要な資格の取得など希望に合わせたキャリアプランが描ける選択肢が豊富なコース 月額：126,900円 任用一時金：176,000円(2士任官後支給) 2士任官後161,600円 任期を満了した際には、2年間の勤務で 約55万円(陸上)、3年間の勤務で 約90万円(海上航空)、2任期目では 約139万～144万円 もの 特例金を支給されます。	身分：特別職国家公務員 賞与：年2回(6月、12月) 昇給：年1回 勤務地：各都道府県の駐屯地 または基地など 勤務時間：8:15～17:00※ 休日等：週休2日制、祝祭日 年末年始、夏季休暇 年次有給休暇 保険：各種団体生命保険等 ※勤務時間等は地域特性等によって異なります。
一般曹候補生	部隊の中核となる自衛官を養成する制度です。入隊後、教育隊や部隊勤務で知識や経験を積み、2年9ヵ月以降、選考により曹へ昇任します。基礎知識はもちろん専門的な技能までじっくりと着実に身に付けながら自分のペースで成長することができます。 初任給：161,600円	

募集種目	資格	受付締切日	試験日	合格発表	試験科目
自衛官候補生	18歳以上 27歳未満	9月8日(火) ※自衛官候補生は期間に問わず随時受付中です。	9月18日(金) または 9月19日(土)	10月9日(金)	筆記試験(国語、数学及び社会) 口述試験、適性検査、身体検査
一般曹候補生				1次：10月2日(金) 最終：11月13日(金)	1次：筆記試験及び適正試験 2次：口述試験及び身体検査

お問い合わせ 自衛隊 徳島地方協力本部 阿南地域事務所
電話番号：0884(22)6981

※まずは、担当の**清原**まで**ご一報下さい。**
迅速に対応させていただきます。ご相談のみも可。

徳島大学の地域創生コースの学生が地域福祉の調査に伺います

徳島大学の地域創生コースでは、牟岐町役場の協賛を頂きながら、課外授業で牟岐町における地域福祉の調査を実施させて頂いております。

今回の調査では、8月下旬から9月上旬にかけてアンケート用紙を300名の方に配布させて頂きます。対象者の方は、無作為に牟岐町役場から調査目的で閲覧させて頂きました。閲覧させて頂いた住所とお名前は、学会の規程にしたがって厳重に管理しております。また、本調査でプライバシーが漏れたりすることは御座いませので、ご了承ください。

課外授業を4月に開始させて頂いてから、学生たちは大変充実した学習をさせて頂いております。ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

＜問い合わせ先＞

〒770-0814 徳島県徳島市南常三島町1-1

徳島大学 総合科学部 地域創生コース 土屋敦 研究室

電話 088-656-9308 / メールアドレス tsuchiya.atsushi@tokushima-u.ac.jp



5月29日「ケアハウス聚楽」前にて撮影

北海道地震津波の記録

「海が吠えた日」より

昭和二十一年十二月二十一日

本村 故 村本榮一

二十一日の未明、突然大きな地震が起こった。横揺れで家が大きく揺れ出した。立っておれない。何回となく断続的に揺れる。港の方を見ると、潮が急に引き出している。どこからともなく、「津波が来るぞ！」の声が聞えてくる。また大きく家が揺れ出したので、まず子供たちを前の原っぱに避難させ、家に戻り布団等を二階に持ち上げて下りようとしたが、揺れがひどく段梯子がはずれそうになった。かろうじて階下に下り、戸締りを厳重にして、家内が下の子を背負う、私は気がせいいていたのか足袋はだして、二人の子供を連れて走りだした。

新町辺りに来るともう小学校の校庭には、第一波の津波が来て

いる。まだ道路までは来ていない。必死に走り、床崎理髪店のあわえを上町の町に出る。このため水には濡れずに杉王さんにたどり着くことができた。ふと気がつく、二人の子供がいらない。あわてふためいて捜すうちに、運よく子供たちも杉王さんに着いており、一安心し、ほっとする。

津波の第二波。第三波はしらないが、東の安土のおじいさんが、中之島の水門の所で津波に吞まれ遭難された。また石川のお婆さんが物を取りに帰り、途中逃げ遅れて横尾の隣の家へ、木材と一緒に巻込まれ遭難した。さくらやのお婆さんも、子供を背負って逃げる途中に、子供が背中からずり落ち死なせた等、数々の死傷者が出たことは、当時の惨状を物語るものである。

夜明けを待ちかねて家に帰ってみると、店は壊されている。家は入口の柱二本が折れていた。その上、川に堤防がない時だから、漁船が打ちあがって店の前にがっぶり斜めに塞いで、入るところがない。両方の壁は打ち抜かれ、商品は半ば流失し、無残な状況でした。

今にして思えば、津波は二波、三波と来る。津波に巻込まれると歩けなくなり、引潮に吞まれることがある。津波は地震直後に来るから、家財等に執着せずに、早く安全な場所に逃れること、また近所の人々に津波が来るぞ！と大声で知らせること、等が必要だと思います。今後、天災、地変はいつ来るとも知れない。私の体験を書き、まさかの役にたてばと思うしだいです。

牟岐町町制施行100周年記念特別企画のお知らせです

お問い合わせ先：牟岐町教育委員会 72-0107 平日8:30～17:15

平成27年度 夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会

8月30日(日)午前6時～(開場5時30分)

会場:牟岐中学校グラウンド (雨天時:牟岐町民体育館)

6時30分～ NHKラジオ第一で生放送されます!

注)駐車場が少ないので徒歩・自転車等でお越しください

注)混雑・事故防止のため指定の出入口以外は閉鎖します

※詳しくは、折込のチラシをご覧ください



ラジオ体操終了後!!

～チャレンジで繋がる地域の輪!～

体操終了後、会場(グラウンド)にて『人文字』撮影にご協力をお願いします。
ご参加いただいた町民のみなさんといっしょに、牟岐町100歳の誕生日をお祝いしようと『人文字』の撮影(空撮)を牟岐小中学校児童生徒のみなさんが提案してくれました。徳島新聞でも取り組みが掲載された、夏休みシラタマ学級特別企画のイベント第1弾です。子ども達が自ら企画し、仲間や地域の方々に呼びかけ、地域を巻き込んだ取り組みです。当日は、旧牟岐小で牟岐小中学生企画の様々なイベントを行います。(折込チラシ)

秋に予定している牟岐町町制施行100周年記念特別企画

「NHK/ハートネットTV 公開すこやか長寿」公開録画

11月7日(土)午後1時30分～(開場:午後1時 終演予定:午後4時)

会場:牟岐町海の総合文化センター

主催:NHK徳島放送局・牟岐町・NHK厚生文化事業団

内容:第1部「ハートネットTV・すこやか長寿」公開録画

〈ゲスト等〉山田邦子(タレント) 南流石(振り付け師)

第2部 山田邦子 講演会 「大丈夫だよ、がんばろう!」

司会:NHK 長野 亮アナウンサー

※入場は無料ですが入場整理券が必要です。申し込み方法等は別紙折込のチラシをご覧ください。のうえ、NHK徳島放送局へ申し込んでください。

宝くじ文化公演「東京名人会」

11月26日(木)午後6時～(開場:午後5時30分)

会場:牟岐町海の総合文化センター

主催:牟岐町・牟岐町教育委員会・徳島県・(一財)自治総合センター

出演:三遊亭円楽(落語) 三遊亭王楽(落語) おぼん・こぼん(漫才)

北見紳&スティファニー(マジック) 柳貴家小雪(太神楽曲芸) 他

※全席自由席で、一般2,000円・高校生以下1,000円(前売)前売り開始:9月14日～

※宝くじの助成により、特別料金となっております。

詳しくは、裏面ポスターをご覧ください。



宝くじ文化公演



平成27年 **11月26日(木)**
開演 18:00 (開場 17:30)

牟岐町制施行100周年記念

牟岐町海の総合文化センター

お問い合わせ 牟岐町海の総合文化センター…… ☎0884-72-0107

全自由席

一般 **2,000円** (当日2,500円)

高校生以下 **1,000円** (当日1,500円)

※宝くじの助成により、特別料金になっています。
※未就学児の同伴・入場はご遠慮ください。
※前売で完売の場合、当日券の販売はありません。

入場券前売所

- 牟岐町海の総合文化センター
- リバティ(牟岐)
- 海陽町海南文化館
- 日和佐道の駅物産館
- ボルト内おしゃれ空間T&M

前売開始日
9月14日 月

【主催】牟岐町・牟岐町教育委員会・徳島県・(一財)自治総合センター 【後援】四国放送・徳島新聞社

